

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の被接種者及び接種対象者	
その必要性	正確かつ適正な予防接種履歴の管理保管を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 健康・医療関係情報:予防接種履歴管理及び勧奨を適正に行うために保有	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年11月1日	
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、各市税事務所の市民税課、保健福祉局保険医療部保険企画課、保健福祉局障がい保) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的給付等の支払者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度		1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報:随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報:随時(健康被害に係る給付の申請時点)	
④入手に係る妥当性		・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。	
⑤本人への明示		予防接種関係法令及び番号法第9条第1項別表の14の項、126の項に規定されている。	
⑥使用目的 ※		行政運営の効率化と適正な予防接種に関する事務を行うため。	
変更の妥当性		-	
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課、各区役所保健福祉部健康・子ども課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 予防接種対象者管理に関する事務 ・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・接種率等の統計を作成する。 2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続を行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続を行う。	
情報の突合 ※		・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。	
情報の統計分析 ※		特定の個人を識別することができるような情報を用いた統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		-	
⑨使用開始日		平成28年11月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	母子保健情報システム保守業務	
①委託内容	予防接種システムを含む母子保健情報システムの円滑な運用を行うことを目的として、システムソフトウェア及びハードウェアの運用支援・障害対応を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	予防接種システムを含む母子保健情報システムの安定した稼働のため、システムにて管理する特定個人情報ファイル全体に対して保守・点検を実施する必要がある。
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業及び軽微な改修作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (提供に関する命令の情報提供の根拠) 第2条の表において第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(25、26、153、154の項)
②提供先における用途	予防接種法及び特措法による予防接種の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	・予防接種法施行令第6条の2において、少なくとも5年保管しなければならないと定められている。 ・予防接種と副反応の因果関係について、接種後長い期間を経ってから判明することもあり得ること等から、予防接種履歴の長期保存が必要となる。
③消去方法		<札幌市における措置> 1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に裁断する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		
-		